

岩出市事業所応援給付金 申請マニュアル

令和3年10月作成

岩出市産業振興課

【お問合せ先】

〒649-6292

岩出市西野 209

TEL 0736-62-2141 (代表)

応援給付金の概要

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受けている市内中小企業者（中小企業又は個人事業主）の事業継続を支え、雇用の維持を図るため、給付金を給付するもの

2 給付金額

令和3年7月～9月のいずれかの月の売上高減少などを含む P. 2 の対象要件を満たす事業者に対し、令和3年10月1日時点の常用使用している従業員（※）の数に応じて、次の表による応援給付金の額となります。

常用使用する従業員の数	応援給付金の額
0人～5人	15万円
6人～20人	30万円
21人～50人	45万円
51人～	60万円

（※）

1 次頁の対象要件を満たす事業所の従業員数のみを計上してください。

市外にも店舗等がある場合、市外店舗等の従業員は含まない。

2 常時使用する従業員とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指します。会社役員及び個人事業主は「予め解雇の予告を必要とする者」に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しません。パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、例えば以下の場合、従業員としてカウントできません。

・日々雇い入れられる者

ただし、1か月を超えて引き続き使用されるに至った場合はこの限りでない。

・2か月以内の期間を定めて使用される者

ただし、所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合はこの限りでない。

・季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用されるもの

ただし、所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合はこの限りでない。

・試の使用期間中の者

ただし、14日を超えて引き続き使用されるに至った場合はこの限りでない。

参考：労働基準法第20条及び第21条

対象要件

下記（１）～（３）の３つの要件をすべて満たしている必要があります。

（１）岩出市内に主たる事業所を有する中小法人等又は市内に主たる事業所を有し、令和３年１月１日時点で岩出市住民基本台帳に記録のある個人事業主等であり、日本標準産業分類（平成２５年総務省告示第４０５号）に規定する業種のうち、別表１（P.４）に定める業種を営む者。

【a. 市内に主たる事業所を有する中小法人等、又は個人事業主】、及び【b. 別表１に定める業種を営む者】を証明する書類一覧

	提出書類	確定申告の義務がある事業者	確定申告の義務がない事業者	新規創業者特例 ※４
個人	確定申告書の第１表※１	必須提出		
	青色申告決算書	必須提出		
	収支内訳書（白色申告）	a, bが確認できるいずれかの書類を提出		
	許可書※２		必須提出	必須提出
	開業・廃業等届出書	※３	a, bが確認できるいずれかの書類を提出	a, bが確認できるいずれかの書類を提出
	市民税・県民税申告書		必須提出	
	住民票	必須提出	必須提出	必須提出
法人	法人税申告書の別表１	必須提出		
	法人事業税申告書	a, bが確認できるいずれかの書類を提出		
	登記事項証明書			必須提出
	許可書※２			a, bが確認できるいずれかの書類を提出

※１ 確定申告書の第１表については受付印のあるもの又はそれと同等と認められるもの

※２ 許可書とは、法令等に基づき、その営業を行うために必要な許可等を証する書面を指し、有効期間内であることが必要です。（営業に許可等が必要な業

種については、本申請において許可書等を必要な書類として提出していない場合でも、適法な許可等を得ていることが前提となります。)

※3 確定申告書の第1表、青色申告決算書、収支内訳書（白色申告）、許可書のいずれでも、a, bが確認できない場合、開業・廃業等届出書を提出する必要があります。

※4 新規創業者特例を適用される方は、上の表以外にも必要書類があります。詳細はP. 8～11をご確認ください。

○提出する書類に、店舗等の所在地、業種が記載されていることをご確認ください。

○開業・廃業等届出書に関することについては、粉河税務署にお問い合わせください。

(2) 事業所応援給付金の申請を受けようとする者について、令和3年7月から9月までの任意の1か月の事業収入の合計が、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、前年同月又は前々年同月と比較して30%以上減少しており、かつ、当該事業収入の比較に使用した年の7月から9月までの3か月の事業収入合計が15万円以上である者であること。

※市内事業所に係る事業のみの合計売上高で判断します。

例：市内（対象）と市外（対象外）で店舗を経営しており、合計すると30%減を超えるが、市内のみだと20%減となる場合は対象外です。

○令和2年7月2日から令和3年9月1日までの間に創業し営業を開始した方は創業者特例により売上を計算することができます。

P. 8の「創業者特例」をご参照ください。

○令和元年7月2日から令和2年7月1日までの間に創業し営業を開始した方は創業者特例により売上を計算することができます。

P. 9の「創業者特例その2」をご参照ください。

○令和2年7月2日から令和3年9月1日までの間に新たな店舗を設け、単純な前年比較が適切でない方も対象となりえます。

そのうち、既に市内で店舗等を運営されていた方は、P. 10の「新たな店舗等を設けた方の特例」をご参照ください。市外事業者であって当該期間に初めて市内に店舗を設けた方は、「創業者特例」をご参照ください。

(3) 今後も事業継続意思がある者であること。

- ・「宣誓書」の内容に含まれます。

【上記(1)～(3)を満たしていても、以下の者については給付対象となりません。】

- ・暴力団、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者等
- ・禁固以上の刑に処せられ、執行を終わらない者等
- ・性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う者
- ・そのほか市長が適当でないと認める者

別表 1

鉱業、採石業、砂利採取業
建設業
製造業
電気・ガス・熱供給・水道業
情報通信業
運輸業、郵便業
卸売業、小売業
金融業、保険業
不動産業、物品賃貸業
学術研究、専門・技術サービス業
宿泊業、飲食サービス業
生活関連サービス業、娯楽業
教育、学習支援業
医療、福祉
複合サービス事業
サービス業（他に分類されないもの）

申請方法

1 郵送による申請の場合

申請者自らが郵送したことを確認できるように、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法により郵送してください。

(宛先) 〒649-6292

和歌山県岩出市西野209番地

岩出市役所産業振興課 事業所応援給付金担当者 あて

令和4年1月31日(月)までの消印有効

【注意事項】

申請書類に不足や記載漏れ等の不備があった場合又は申請書類の一部のみを提出された場合は、申請を受付できないため、すべての書類を事務局から返却する場合があります。

返却後、必要な修正や不足している書類の追加等を行ったうえで、すべての書類を再度、簡易書留等追跡ができる方法で受付期間内に郵送してください。申請書類がすべて確認できれば、申請を受け付けます。

申請書類の不足や不備等により返却する場合を除き、申請書類は一切返却しません。また、必要に応じて追加書類の提出及び申請内容の確認や説明を求めるために連絡することがあります。その際、連絡が取れない場合や期日までに指定した書類の提出がない場合は、申請を取り下げ、応援給付金の給付を辞退したものとみなします。

2 持ち込みの場合

令和3年11月1日から令和4年1月31日までの平日9時から17時まで
岩出市役所産業振興課 窓口で受付いたします。

持ち込みについては、事前に予約が必要となりますので、
0736-63-5840 までお問い合わせください。

給付の決定等

1 応援給付金給付の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適当と認められるときは給付金を給付します。

2 給付通知

申請書類の確認の結果、応援給付金の給付を決定したときは、後日、給付金に関する通知を発送いたします。

給付金の給付後においても申請書に添付した書類の原本等、給付金給付額に影響のある書類を5年間保管し、提出を求められたときはこれに応じてください。

3 給付金の返還

応援給付金給付決定後、申請の対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、応援給付金の給付決定を取り消し、応援給付金を全額返還していただくとともに、加算金の徴収、不適切な申請を行った事業者名の公表、警察への通報等の対応をとるなど、厳正に対処いたします。

申請書類

	申請書類一覧	<input checked="" type="checkbox"/>
①	事業所応援給付金申請書兼請求書（様式第1号） ※振込先口座確認書類を添付してください。	<input type="checkbox"/>
②	誓約書（様式第2号）	<input type="checkbox"/>
③	市内で事業所を運営していることを証明する書類 対象業種を営む事業者であることを証明する書類 ※2ページを参照し、必要な書類をご提出ください。	<input type="checkbox"/>
③´	【個人の場合】住民票	<input type="checkbox"/>
④	従業員名簿（6名以上の場合のみ）（様式第3号） ※対象事業所の人数が判別できる形であれば既存の従業員 名簿等でも構いません	<input type="checkbox"/>
⑤	役員名簿（法人の場合のみ）（様式第4号）	<input type="checkbox"/>
⑥	その他市長が必要と認める書類 ※市が追加の資料を求めることがあります。	<input type="checkbox"/>

注) すべての書類を通じて同一の名義である必要があります。

審査の必要に応じ、申請者の許可書等の取得状況について関係機関に照会
する場合があります。

※③、④、⑤については、「和歌山県飲食・宿泊・サービス業等支援金（第Ⅱ期）」
の振込完了のお知らせの写しをもって代えることができます。

創業者特例

(1) 対象要件

令和2年7月2日から令和3年9月1日までの間に対象業種を開業した事業者等であって、売上高に係る要件以外の応援給付金の要件を満たす事業者は、次の①及び②の要件を満たすことをもって、応援給付金の対象とします。

①令和3年7月、8月又は9月のいずれか1か月の売上高合計が、開業日の属する月の、原則、次の月（開業日がいずれかの月の1日である場合には開業日の属する月。以下同じ。）から令和3年6月までの売上高の1か月平均に比して30%以上減少している者であること。

又は

令和3年7月、8月又は9月のいずれか1か月の売上高合計が、事業計画等（金融機関から融資を受けるにあたって作成したもの又は支援機関とともに作成したものに限り。以下同じ。）で想定していた同月の売上高予定に比して30%以上減少している者であること

②開業日の属する月の、原則、次の月から令和3年6月までの売上高の1か月平均を3倍した額が15万円以上であること。

又は

事業計画等で想定していた対象店舗等の令和3年7月から9月までの売上高の1か月平均を3倍した額が15万円以上であること。

(2) 申請方法

申請の際には、特例申請用紙をお渡ししますので、岩出市産業振興課までお問い合わせください。

また、上記の①及び②の額を記入し、要件が確認できる書類として、通常提出書類に加え、以下を添付してください。

・開業日の属する月の次の月から令和3年6月までの売上高の1か月平均を用いる場合

→1か月平均を算出するために用いた、各月の売上を記入した資料（様式不問）

・事業計画等を用いる場合

→金融機関から融資を受けるにあたって作成した事業計画及び融資決定を証する書類、又は支援機関（※）の署名押印がされている事業計画

※「支援機関」とは、公益財団法人わかやま産業振興財団、商工会、中小企業診断士、公認会計士、税理士、弁護士等の創業者を支援すると認められる者をいい

ます。

創業者特例その2

令和元年7月2日から令和2年7月1日までの間に対象業種を開業した事業者等であって、売上高に係る要件以外の応援給付金の要件を満たす事業者は、次の①及び②の要件を満たすことをもって、応援給付金の対象とします。

①令和3年7月、8月又は9月のいずれか1か月の対象店舗等の売上高合計が、開業日の属する月の、原則、次の月（開業日がいずれかの月の1日である場合には開業日の属する月。以下同じ。）から令和2年6月までの売上高の1か月平均に比して30%以上減少している者であること。

又は

令和3年7月、8月又は9月のいずれか1か月の対象店舗等の売上高合計が、事業計画等（金融機関から融資を受けるにあたって作成したもの又は支援機関とともに作成したものに限る。以下同じ。）で想定していた同月の売上高予定に比して30%以上減少している者であること。

②開業日の属する月の、原則、次の月から令和2年6月までの売上高の1か月平均を3倍した額が15万円以上であること。

又は

事業計画等で想定していた対象店舗等の令和3年7月から9月までの売上高の1か月平均を3倍した額が15万円以上であること。

（2）申請方法

申請の際には、特例申請用紙をお渡ししますので、岩出市産業振興課までお問い合わせください。

また、上記の①及び②の額を記入し、要件が確認できる書類として、通常提出書類に加え、以下を添付してください。

・開業日の属する月の次の月から令和2年6月までの売上高の1か月平均を用いる場合

→1か月平均を算出するために用いた、各月の売上を記入した資料（様式不問）

・事業計画等を用いる場合

→金融機関から融資を受けるにあたって作成した事業計画及び融資決定を証する書類、又は支援機関（※）の署名押印がされている事業計画

※「支援機関」とは、公益財団法人わかやま産業振興財団、商工会、中小企業診断士、公認会計士、税理士、弁護士等の創業者を支援すると認められる者をいいます。

新たな店舗等を設けた方の特例

(1) 対象要件

令和2年7月2日から令和3年9月1日までの間に新たな店舗等を設けた事業者であって、売上高に係る要件以外の応援給付金の要件を満たす事業者は、次の①及び②の要件を満たすことをもって応援給付金の対象とします。

①令和3年7月、8月又は9月のいずれか1か月の対象店舗等の売上高合計が、令和2年7月1日以前に存した対象店舗等の令和元年又は令和2年同月の売上高に、新たな店舗等において営業を開始した日（以下「増設日」という。）の属する月の、原則、次の月（増設日がいずれかの月の1日である場合には増設日の属する月。以下同じ。）から令和3年6月までの当該新たな店舗等における売上高の1か月平均を加えた額に比して30%以上減少している者であること。

又は

令和3年7月、8月又は9月のいずれか1か月の対象店舗等の売上高合計が、令和2年7月1日以前に存した対象店舗等の令和元年又は令和2年同月の売上高に、新たな店舗等を設ける事業計画等（金融機関から融資を受けるにあたって作成したもの又は支援機関とともに作成したものに限る。）で想定していた新たな店舗等に係る同月の売上高予定を加えた額に比して30%以上減少している者であること。

例：令和2年7月1日時点で2店舗（A、B）を営む飲食事業者が、令和2年8月10日に県内に1店舗（C）増やし、対象店舗等が合計3店舗となった場合

「令和3年7月、8月又は9月のいずれか1か月の店舗A,B,Cの合計売上高」
と
「令和元年又は令和2年同月の店舗A,Bの合計売上高」
+
「開店した次の月から令和3年6月までの店舗Cの1か月平均売上高」 （例えば8月10日開店の場合、9月～6月の合計を10で割った額）

を比較することができます。

②令和2年7月1日以前に存した対象店舗等の令和元年又は令和2年の7月、8月及び9月の売上高の1か月平均に、増設日の属する月の、原則、次の月から令和3年6月までの当該新たな店舗等における売上高の1か月の平均を加え、3倍した額が15万円以上であること。

又は

令和2年7月1日以前に存した対象店舗等の令和元年又は令和2年の7月、8月及び9月の売上高の1か月平均に、新たな店舗等を設ける事業計画等（金融機関から融資を受けるにあたって作成したもの又は支援機関とともに作成したものに限り。）で想定していた新たな店舗に係る令和3年7月から9月までの売上高予定の1か月平均を加え、3倍した額が15万円以上であること。

（2）申請方法

申請の際には、特例申請用紙をお渡ししますので、岩出市産業振興課までお問い合わせください。

また、上述の要件が確認できる書類を添付してください。